

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から同年9月までの期間及び49年4月から51年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から同年9月まで
② 昭和49年4月から51年6月まで

昭和52年12月に結婚した直後、義父から国民年金未加入期間について遡^{さかのぼ}って一括納付できると言われ、義父が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を役場で一括納付し、国民年金手帳の交付を受けた。領収書は3枚あったが、平成15年9月に破棄した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、第3回目の特例納付期間である昭和53年10月13日に払い出されており、申立期間は強制加入期間であることから、この時期に、申立人の元夫の父親が、申立人に係る国民年金の加入手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料を遡^{さかのぼ}って一括納付することは可能であったと考えられる。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、一括納付したとする国民年金保険料には結婚する際に持参したお金を充てたとし、納付した領収書の枚数、形状及び領収書に記載されていた事項等を具体的かつ詳細に記憶していることから、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年12月までの期間並びに平成6年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年10月から37年7月まで
② 昭和47年4月から同年12月まで
③ 平成6年2月及び同年3月

申立期間①については、昭和42年ごろにA区のB出張所で国民年金保険料を一括納付し、申立期間②及び③については、元夫の国民年金保険料と一緒に元夫が納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間前後の国民年保険料は納付済みとなっている上、申立期間当時、申立人と同居し、申立人及び申立人の元夫の保険料と一緒に納付していた申立人の元夫の当該期間の保険料は納付済みとなっているとともに、申立人は、当該期間の前後において生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、当該期間の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和42年ごろにA区のB出張所で国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、42年ごろは特例納付実施期間ではなく、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は42年5月ごろに払い出されたと推認され、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、当該期間は、平成8年5月に被保険者資格記録が追加されており、それまでは未加入期間であったことから国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 12 月までの期間並びに平成 6 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月まで

20 歳になったとき、町役場から連絡があり、父が国民年金の加入手続を行った。当時は、小集落ごとの責任者に税金等と併せて国民年金保険料を納付していたと記憶している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と比較的短期であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人は国民年金制度に対する関心が高く、かつ、保険料の納付意識も高かったものと考えられる。

また、A 町は、当時、納税組合があったと回答しており、小集落ごとの責任者に税金等と併せて国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 47 年 3 月まで

昭和 47 年 4 月ごろに地区の集金人から国民年金の加入を勧められたので、国民年金に加入し、それまで納付していなかった期間の国民年金保険料をまとめて納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 4 月ごろに払い出されており、昭和 47 年度以降の国民年金加入期間に係る申立人の国民年金保険料はすべて納付済みとなっている上、厚生年金保険と国民年金との切替手続も適切に行われていることから、国民年金加入後の申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が昭和 47 年 4 月ごろに一括納付したとする国民年金保険料額は、申立期間を含む 36 年 4 月から 47 年 3 月までの期間に係る特例納付保険料額等とおおむね一致している上、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳によると、申立人は申立期間直前の 36 年 4 月から 37 年 6 月までの保険料を第 1 回目の特例納付により納付したことが確認できる。

さらに、昭和 47 年 3 月まで国民年金に加入していなかったが、地区の集金人から加入を勧められたので国民年金に加入し、未納であった期間の保険料をまとめて納付したとする申立人の記憶は具体的であるなど、その内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から43年11月までの期間、44年1月から同年10月までの期間及び47年6月から49年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年9月から43年11月まで
② 昭和44年1月から同年10月まで
③ 昭和47年6月から49年1月まで

申立期間は、元妻が私と元妻の二人分の国民年金保険料を団地の組長に毎月納付していた。昭和40年9月から自営業を始めたので、それまでの厚生年金保険から国民年金に切り替えていると思う。

申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元妻が申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を団地の組長に毎月納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、元妻からの証言が得られないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人と一緒に申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたとする申立人の元妻の納付記録は、昭和39年12月から49年1月まで国民年金保険料は未納となっており、社会保険庁の記録から、申立人の元妻の39年12月の厚生年金保険から国民年金への切替え及び49年2月の国民年金から厚生年金保険への切替えに係る記録は平成11年3月5日に追加処理されていることが確認できることから、申立期間当時は国民年金の未加入期間であったと推認され、申立人の元妻も申立期間に相当する期間の保険料を納付でき

なかったものと考えられる。

加えて、申立人の元妻が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見つからない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年12月までの期間及び51年1月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月から50年12月まで
② 昭和51年1月から52年12月まで

昭和49年9月に会社を退職後、A市に住みはじめ、夫婦で自営業をはじめた。

申立期間①については、社会保険事務所から再三の加入勧奨があり、昭和51年1月ごろに、未納分の夫婦二人分の国民年金保険料を私が郵便局か銀行で一括して納付した。

申立期間②については、私が銀行で途切れなく二人分の国民年金保険料を納付している。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に払い出された最初の国民年金手帳記号番号に係る社会保険庁の記録では、昭和45年5月1日の厚生年金保険の被保険者資格取得に伴う国民年金の資格喪失まで確認できるが、49年9月21日の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡は見当たらない上、申立人に対する2つ目の国民年金手帳記号番号は、55年2月以降に夫婦連番で払い出されていると推認されることから、その時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間①については、昭和51年1月ごろに、申立人夫婦の当該期間に係る国民年金保険料を申立人が一括納付したと主張しているが、当該期間の二人分の保険料額として申し立てられた金額が実際の保険料額と大きく異なる上、一括納付したのは1回のみと説明しており、申立期間直後の53年

1月から54年3月までの二人分の保険料を55年4月に一括納付していることが社会保険庁の記録により確認できることから、申立人が納付したのは、当該期間の過年度保険料であると考えられる。

さらに、申立期間について、一緒に納付したとする申立人の妻の国民年金保険料も未納である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年12月までの期間及び51年1月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月から50年12月まで
② 昭和51年1月から52年12月まで

昭和48年9月に会社を退職したが、しばらくは国民年金に加入していなかった。夫の退職後、A市に住みはじめ、昭和49年9月ごろから夫婦で自営業をはじめたが、申立期間①については、社会保険事務所から再三の加入勧奨があり、未納分の夫婦二人分の国民年金保険料を夫が郵便局か銀行で一括して納付した。

申立期間②についても、夫が定期的に銀行で途切れなく二人分の国民年金保険料を納付している。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、昭和42年10月以降に最初の、55年2月以降に夫婦連番で2つ目の国民年金手帳記号番号が払い出されており、夫の厚生年金保険被保険者資格喪失に伴う申立人に係る49年9月21日の国民年金の資格取得記録は2つ目の国民年金手帳記号番号に記録されていることから、申立期間当時は国民年金の未加入期間であったと考えられ、その時点では、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと推認される上、2つ目の国民年金手帳記号番号が払い出された55年2月以降では時効により申立期間①及び②の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間①については、昭和49年9月ごろに、申立人夫婦の当該期間に係る国民年金保険料を申立人の夫が一括納付したと主張しているが、当該期間の二人分の保険料額として申し立てられた金額が実際の保険料額と大

大きく異なる上、一括納付したのは1回のみと説明しており、申立期間直後の53年1月から54年3月までの二人分の保険料を55年4月に一括納付していることが社会保険庁の記録から確認できることから、申立人が納付したのは、当該期間の過年度保険料であると考えられる。

さらに、申立期間について、一緒に納付したとする申立人の夫の国民年金保険料も未納である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで
② 昭和 48 年 8 月 21 日から 49 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 53 年 11 月 5 日から 57 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間について、有期事業の下請工事に従事しており、各現場で労働基準監督署に対し事業所設置届や寄宿舍設置届を提出し、職業安定所等での加入手続等を行っていたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間として確認できなかったため厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保有する昭和 36 年 A 県知事発行の資格免状及び申立人が B 社 C 支店の下請で同じ班で作業を行っていたと主張する班長の厚生年金保険被保険者記録から、申立人が同支店の下請で業務に従事していたことは推認できる。

しかし、B 社 C 支店には、申立人の勤務期間及び当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料は無い上、当該期間当時における同支店の事務担当者は、「当社の社員は厚生年金保険に加入させていたが、当社以外の下請作業員に対する当時の厚生年金保険の取扱いは不明である。」と証言していることから、申立人の当該期間に係る勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録において、申立人が当該時期に勤務していたと主張する同じ班内の同僚及び他班の同じ業務を行っていた同僚について、B 社 C 支店における厚生年金保険被保険者の記録が確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するB社C支店に係る資格取得日が昭和32年11月1日から39年1月1日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い。

申立期間②については、雇用保険の記録及び当該期間当時の元請会社であるD社E支店の回答から、申立人がF社に在籍し、業務に従事していたことは推認できる。

しかし、F社がG市に存在していたことは、商業登記簿から確認できるが、同社は既に解散しており、当時の事業主は既に死亡していることから、同社及び事業主から申立てに係る事実を確認できる関連資料や証言を得ることができない上、同市を管轄する社会保険事務所の事業所記録において、F社という名称の厚生年金保険適用事業所を確認することができない。

また、申立人が当該時期に勤務していたと主張する同僚については、社会保険庁のオンライン記録における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できないことから、申立人の保険料控除等について証言を得ることができない。

さらに、D社E支店は、「当時の下請会社における厚生年金保険の加入については分からない。」と証言していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③については、雇用保険の記録及びH社の回答から、申立人が同社に在籍し、業務に従事していたことは推認できる。

しかし、当該期間に係るH社の元事業主は、「申立人は当該期間当時、当社に勤務していたが、申立人の勤務形態は、工期のあるときのみ臨時雇用であった。また、当時、当社は厚生年金保険適用事業所ではなかったため、申立人は厚生年金保険には加入しておらず、保険料控除を行っていない。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管する事業所記号等索引簿では、H社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年4月1日であることが確認できる。

申立人は、すべての申立期間について、健康保険組合の組合員であったと主張しているが、同組合では、申立人の被保険者記録は資料が既に廃棄されているため、組合資格の有無について確認できないとしている。

また、申立人がすべての申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 15 日から 44 年 2 月 1 日まで

私は、A社B営業所に勤務していた。給料から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B営業所に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、雇用保険の記録及び同僚の証言により推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の関係資料が無いため、申立人の申立てどおりの届出、保険料の控除及び納付を行ったかどうかは不明である。」と回答しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関係資料等を得ることができない。

また、申立人が氏名を覚えていた同僚は1人だけであり、その同僚は「申立人と一緒に働いたが、自分は事務職で、申立人は違う業務だった。彼が正社員だったかは分からない。」と証言しているとともに、その他の同僚も申立人を覚えていなかったことから、申立人の勤務実態等について確認できない上、A社に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名の記載は無く、同原票の整理番号にも欠落は無い。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 8 年 10 月 21 日まで

社会保険事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額が 50 万円から 9 万 8,000 円に減額されているが、平成 8 年 8 月ごろまでは給料は 50 万円だった。報酬月額の減額については、手続をした覚えも無いし、社会保険事務所からも何も聞いていない。また、当時の顧問の社会保険労務士も手続はしていないと言っているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を勤めていた A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 8 年 10 月 21 日より後の同年 10 月 28 日に、申立人の 7 年 9 月 1 日から 8 年 10 月 21 日までの標準報酬月額が、50 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

また、A 社の顧問であった社会保険労務士は、「A 社に係る社会保険手続の書類は、事業主の妻が作成し自分が提出していたが、報酬月額の遡及減額訂正に関する書類は提出していない。」と証言しているものの、申立人は、同社の代表取締役であり、「報酬月額の遡及減額訂正に関する書類は提出していないが、通常为社会保険等の書類は自分が確認していた。」と証言していることから、申立人が当該減額処理に同意していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの当該標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 5 月 1 日から 5 年 5 月 6 日まで

A 事業所に勤務した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA事業所に臨時職員として勤務していたことは、雇用保険の記録及び事業主が提出した勤務記録から推認できる。

しかし、A事業所は、申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所は、「臨時職員の社会保険加入については一律ではなかった。加入していない期間がある者がいるが、当該職員が、社会保険庁の記録のとおり社会保険に加入していない期間については、給与から社会保険料を控除していない。」と証言しており、社会保険庁の同事業所に係る記録において、申立人と同様に継続して同事業所に臨時職員として勤務していたにもかかわらず被保険者資格を喪失し、2か月から1年を経過した後に再度被保険者資格を取得している者が複数確認できる。

なお、B市の回答によると、申立人は申立期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。